

## 【改訂7版】食品表示検定・中級 認定テキスト 訂正情報及び法令改正におけるテキスト該当部分

日付：2022年3月28日

作成：一般社団法人食品表示検定協会

●今回お知らせする法令改正に関連するテキストの該当部分は以下の通りです。

★2022年6月の試験は、2021年10月1日時点で施行されている法令に基づき出題されます。

情報発表日	対象となる刷	頁	章	関連する箇所	関連するテキストの記述(従来の法令に基づいた記述です。)	今回紹介する法令改正の内容
2022年 3月28日	全刷	P274	5-4	上から5行目～	有機である旨の表示は任意表示の1つですが、「有機農産物」、「有機畜産物」、それらを原材料とした「有機加工食品」と有機畜産物の餌となる「有機飼料」については、JAS法に基づく規格が制定され、「生産の原則」や「有機」と表示できる条件が定められています。	2021年12月7日付で新たに「有機藻類」の規格が制定されました。これは、植物プランクトンを含む藻類について有機と表示を行うための規格で、水環境の維持増進を図るため、養殖場においては、使用禁止資材の使用を避けることを基本として、生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した管理方法によって生産すること等と定められています。 また、有機藻類のJASに適合した商品には有機JASマークを付すことができます。(藻類は指定農林物資ではありませんので、民間の認証基準等に基づき「有機」と表示することも可能です。)
		P279	5-4	図表3	有機表示と有機JASマーク貼付の関係	
		P280	5-4	下から9行目～	①水産物とその加工食品 水産物とその加工食品は、有機JASがないため、有機JASマークを貼付することはできません。しかし、有機JASがなく指定農林物資でもないので、民間の認証基準等に基づき「有機」と表示することは可能です。	
		P381	資料1	上から1行目～	【有機JASが定められている品目】 有機農産物、有機加工食品、有機畜産物、有機飼料	

●以前にお知らせした法令改正に関連するテキストの該当部分は以下の通りです。

情報発表日	対象となる刷	頁	章	関連する箇所	関連するテキストの記述(従来の法令に基づいた記述です。)	今回紹介する法令改正の内容
2021年 8月31日	全刷	P230	4-4-17	【消費期限】の解説部分	【消費期限】 食品表示基準では、「時間」までの表示を義務付けていません。しかしながら、・・・「時間」まで表示するよう、「弁当及びそだいの衛生規範」により推奨されています。 *この他、P226、P231の表示例の右(根拠法令等の紹介)に関連の記述があります。	2021年6月1日付で、「弁当及び惣菜の衛生規範について」が廃止されました。これは HACCPに沿った衛生管理、営業許可制度の見直しと営業届出制度の創設等を踏まえたものです。ただし、消費期限に「時間」を表示することを否定するものではなく、食品表示基準Q&Aにも示されているように、品質(状態)の劣化が特に早い弁当の類にあっては、「年月日」に加えて、必要に応じて「時間」まで表示することが望まれます。
2021年 6月30日		P41～43	2-2-2	【原料玄米】の項他	単一原料米： 産地、品種及び産年(生産年をいう。)が同一であり、産地等の証明(国産品は農産物検査法、輸入品は輸出国の公的機関等による証明)を受けた玄米(証明米)を原料として用いるもの  *この他「証明米」「未検査米」として記述している箇所について、「産地、品種及び産年が表示できる(できない)原料玄米」の範囲が、今回の法令改正で変更となります。	2021年3月17日の食品表示基準の改正により、農産物検査法に基づく証明を受けていない場合であっても、根拠を示す資料の保管がなされていれば産地、品種及び産年の表示が可能になりました。単一原料米と表示するため、農産物検査法による検査は必要なくなり、単一原料米とは、「産地、品種及び産年が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について根拠を示す資料を保管している原料玄米」となりました。また、産地表示の根拠となる情報の確認方法の表示を別記様式の枠内に表示することもできるようになりました。複数原料米においても、単一原料米と同様の根拠資料の保管がなされている原料玄米について、産地、品種及び産年の表示を行うことができます。(施行日：2021年7月1日)

●以前にお知らせした訂正箇所は以下の通りです。お手数ですがこちらも合わせて訂正をお願いいたします。

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2021年 9月30日	1刷～2刷	P329	5-10	上から5～7行目	…製造所へ納入する場合など特定のケースに限って「 <b>名称</b> 」と「 <b>製造所(加工所又は輸入者の営業所)の所在地及び製造者(加工者又は輸入者)の氏名</b> 」を除いて、安全性の確保及び…	…製造所へ納入する場合など特定のケースに限って、安全性の確保及び…
2021年 8月31日		P147	4-2-8	〈ラクトアイス(スティック)の表示例〉の容量	70 <b>ml</b>	70 <b>g</b>
2021年 6月30日		P151	4-3-1	〈塩蔵わかめの表示例〉 左列・上から3項目目	食塩含有 <b>量</b>	食塩含有 <b>率</b>
		P151	4-3-1	必要な表示事項の表 左列・上から4項目目	△食塩含有 <b>量</b> ※40%を超える場合のみ	△食塩含有 <b>率</b> ※40%を超える場合のみ
		P152	4-3-1	上から7～8行目	【食塩含有 <b>量</b> 】 食塩含有 <b>量</b> が40%を超える場合は、実含有量を下回らない…	【食塩含有 <b>率</b> 】 食塩含有 <b>率</b> が40%を超える場合は、実含有量を下回らない…
		P158	4-3-4	上から9～11行目	ただし、 <b>国産の原料を使用した場合は、国産原料が輸入原料に比較して高値で取引されていることから「国産」の表示が消費者に優良誤認を与えるおそれがあるとして、「国産又はロシア産」のような表示はできません。</b>	ただし、 <b>通常、価格帯の異なる国産の原料が米国産又はロシア産の原料と混合使用されることはないことから、「国産又はロシア産」のような表示は想定されていません。</b>
P217		4-4-15	ページ左側中ほどの 脚注部分	* 商品名中に果実の名称を使用する飲料及び色等によって果実の搾汁を使用すると印象づける飲料であって果汁の使用割合が <b>10%</b> 未満のもの(果汁を含まないものを含む。)	* 商品名中に果実の名称を使用する飲料及び色等によって果実の搾汁を使用すると印象づける飲料であって果汁の使用割合が <b>5%</b> 未満のもの(果汁を含まないものを含む。)	
2021年 4月30日	1刷	P226	4-4-17	〈弁当の表示例①〉 原材料名欄	ご飯(米(国産))、鶏唐揚げ、 <b>つくね</b> 、コンニャク煮、…(以下略)	ご飯(米(国産))、鶏唐揚げ、 <b>鶏つくね</b> 、コンニャク煮、…(以下略)
		P332	5-11	下から10行目から	酒類の表示については、酒類業組合法施行令で「酒類の製造業者の氏名又は名称」「製造場の所在地」「酒類の品目」「 <b>容器の容量</b> 」「アルコール分」「発泡性を有する旨」「税率適用区分」等の表示が義務付けられています。	酒類の表示については、酒類業組合法施行令で「酒類の製造業者の氏名又は名称」「製造場の所在地」「酒類の品目」「 <b>内容量</b> 」「アルコール分」「発泡性を有する旨」「税率適用区分」等の表示が義務付けられています。
		P332	5-11	下から4行目から	…税率を適用しており、これと連動して、それぞれの種類ごとに分類された <b>品目</b> を定め、「酒類の品目」として酒類業組合法施行令において表示を定めているものです(図表1参照)。	…税率を適用しており、これと連動して、それぞれの種類ごとに分類された <b>内訳</b> を定め、「酒類の品目」として酒類業組合法施行令において表示を定めているものです(図表1参照)。
		P333	5-11	図表1 酒類の種類と品目のタイ トル行 及び 最上段の 発泡性酒類の項	<b>品目</b> ア ビール イ 発泡酒 <b>ウ その他の発泡性酒類(ア及びイに掲げる酒類以外の酒類で発泡性を有するもの。アルコール分が10度未満のものに限る。)(酒税法第3条第3項ハによる規定)</b>	<b>内訳(酒税法第3条)</b> ア ビール イ 発泡酒 <b>【その他の発泡性酒類】(品目ではありません。)</b> <b>※ビール及び発泡酒以外の品目の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有する酒類</b>

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2021年 4月30日	1刷	P334	5-11	図表2のすぐ下 本文の1行目から 5行目まで	なお、 <u>酒類特有の「税率適用区分」の表示については、酒類の品目が、発泡酒、その他の発泡性酒類、雑酒の場合に表示が必要です。</u> 例えば、発泡酒の場合は「麦芽利用率〇〇%」と、その他の発泡性酒類は、酒類の品目、発泡性を有する旨の後に「 <u>①</u> 」又は「 <u>②</u> 」と表示します。 表示例:その他の醸造酒(発泡性)①	なお、 <u>発泡酒、その他の発泡性酒類(ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分が10度未満で発泡性を有するもの)、雑酒の場合は、酒類特有の「税率適用区分」の表示が必要です。</u> 例えば、発泡酒の場合は「麦芽利用率〇〇%」と、その他の発泡性酒類は、酒類の品目、発泡性を有する旨の後に <u>税率の適用区分を表す記号である「①」又は「②」</u> と表示します。 表示例:その他の醸造酒(発泡性)①
		P334	5-11	本文の下から 3行目から 図表3の直前まで	この中で、ウの内容量は、 <u>上記③</u> の表示があれば省略でき、オの製造者の氏名又は名称及び住所は、 <u>上記①と②</u> の表示がされていれば、規定を満たしていることとなります。	この中で、ウの内容量は、 <u>図表2中③の内容量</u> の表示があれば省略でき、オの製造者の氏名又は名称及び住所は、 <u>図表2中①の製造業者の氏名又は名称と②の製造場の所在地</u> の表示がされていれば、規定を満たしていることとなります。
2021年 4月1日		P86	3-5	〈大括り表示の表示例〉 の一番下の例	国産と、3か国以上の輸入品を使用し、国産が3か国以上の輸入品の合計より多い場合(原料原産地名欄に表示した例)  原材料名 : 豚肉(輸入)、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・ 原料原産地名: 国産、輸入(豚肉)	国産と、3か国以上の輸入品を使用し、国産が3か国以上の輸入品の合計より多い場合(原料原産地名欄に表示した例)  原材料名 : 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・ 原料原産地名: 国産、輸入(豚肉)

(以上)